毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
9月26日
（火曜日）

目　次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……三
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……四
保安林指定の解除（周防大島町）（森林整備課）……四
漁業災害補償法第百二十五条の六第一項の規定による同意（水課振興課）……五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（漁港漁場整備課）……五
道路の位置の指定（建築指導課）……六

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……六
土地改良区役員の届出（農村整備課）……六
土地改良区清算人の届出（農村整備課）……七
国営農地再編整備事業（豊北地区久森換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）……七

○選管告示

直接請求に必要な有権者の数……八

告示

山口県告示第四百九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年九月二十六日から同年十月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　チタン工業株式会社
住　　所　宇部市大字小串一九七八番地の二五

二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　チタン工業株式会社宇部開発センター
所在地　宇部市大字妻崎開作一八〇四番地

三　特定施設に関する事項
㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力（㎥／日）	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
二六―ロ	八〇	平成一八、一一、一〇	平成一八、一二、九	平成一八、一二、一〇	連続	二四時間	変動なし

備考　「二六―ロ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
二六―ロ	七	八～六	六	二〇	二〇〇	三〇〇	一〇	四〇	〇・五	一	六〇	八〇

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
中和処理施設	ステンレス製	四〇〇	中和	連続	二四時間	変動なし	（既設）		
排水ろ過施設	〃	〃	ろ過	〃	〃	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値											汚水等の一日当たりの量（m³）	
		水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
中和処理施設	処理前	七	九～五	六	二〇	二〇〇	三〇〇	二	一〇	四〇	〇・五	一	二一〇	二七〇
	処理後	〃	八～六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
排水ろ過施設	処理前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	処理後	〃	〃	〃	〃	二〇	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排出水の汚染状態の値											排出水の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

No.1 排水口
七
八〜六
六
二〇
二〇
三〇
二
一〇
六五
〇・五
一・八
三六〇
四七〇

山口県告示第四百九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年九月二十六日から同年十月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　チタン工業株式会社
住　　所　宇部市大字小串一九七八番地の二五

二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　チタン工業株式会社宇部開発センター
所在地　宇部市大字妻崎開作一八〇四番地

三　特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設

四　変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		処理前 変更前
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	七
		最大	九〜五
	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	通常	六
		最大	二〇
	浮遊物質量（mg／ℓ）	通常	二〇〇
		最大	三〇〇
	鉱油類（mg／ℓ）	最大	二
	窒素（mg／ℓ）	通常	一〇
		最大	四〇
	燐（りん）（mg／ℓ）	通常	〇・五
		最大	一
汚水等の一日当たりの量（m³）		通常	一五〇
		最大	一九〇

中和処理施設	中和処理施設 処理後		排水ろ過施設 処理前		排水ろ過施設 処理後	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八～六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	二〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二一〇	一五〇	二一〇	一五〇	二一〇	一五〇	二一〇
二七〇	一九〇	二七〇	一九〇	二七〇	一九〇	二七〇

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	項目		変更前	変更後
No.１ 排水口				
排出水の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	七	〃
		最大	八～六	〃
	化学的酸素要求量（㎎／ℓ）	通常	六	〃
		最大	二〇	〃
	浮遊物質量（㎎／ℓ）	通常	二〇	〃
		最大	三〇	〃
	鉱油類（㎎／ℓ）	最大	二	〃
	窒素（㎎／ℓ）	通常	一〇	〃
		最大	七〇	六五
	燐（りん）（㎎／ℓ）	通常	〇・五	〃
		最大	二	一・八
排出水の一日当たりの量（㎥）		通常	三〇〇	三六〇
		最大	三九〇	四七〇

山口県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

土地改良区の名称	認可年月日
玖珂郡周東町高森土地改良区	平成一八、九、一九

山口県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　解除に係る保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字西安下庄字田ノ浦南一二二八の二、字前黒磯一二二九の三、一二二九の六、一二二九の七

二　保安林として指定された目的

魚つき

三　解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第五百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

加入区	区分
高泊加入区	のり等養殖業（のり養殖業）
小野田、藤曲浦加入区	〃
新宇部加入区	〃
中浦、向島加入区	〃
下関南風泊加入区	わかめ養殖業

山口県告示第五百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、萩漁港整備工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　萩漁港整備工事（第二工区）

㈠　工事場所　萩市大字椿東字大原地先

㈡　工事の概要

工種	延長
基礎工	一六一メートル
消波工	一一八メートル
上部工	一四〇メートル

二　経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠　共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1　建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の㈠の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のＡ等級であること。

2　建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3　出資比率が三十パーセント以上であること。

㈡　共同企業体の代表者の平成十八年九月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

㈢　共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三　経営規模等入札参加資格の審査

㈠　共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の㈠に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1　共同企業体協定書の写し

2　総合評定値通知書の写し

3　特定建設業の許可通知書の写し

4　委任状

㈡　申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

㈢　申請書等の提出場所

山口県萩水産事務所　萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年九月二十六日から同年十月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十月十一日までに発送する。

四　その他
この審査についての問合せは、山口県萩水産事務所（電話〇八三八―二五―三三三七）にすること。

山口県告示第五百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	道路の敷地となる土地の面積（平方メートル）
長門市仙崎字大日比二一二八の五の一部、二一六五の四の一部及び二一八五の五の一部並びに字畑二四八八の三の一部	六・五～九・〇	五二七・三	四、六四一・八〇

公　告

（五〇二）　大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年五月二日山口県公告（二六二）に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十八年九月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　サンマート美祢店・クスリ岩崎チェーン美祢店
所在地　美祢市大嶺町東分一二三一

二　意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

（五〇三）　大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年五月十二日山口県公告（二六八）に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十八年九月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　協同組合美祢ショッピングセンター
所在地　美祢市大嶺町東分二九三の一

二　意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

（五〇四）　土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

一　就任した役員

土地改良区の名称	理事監事の別	氏名	住所
玖珂郡周東町高森土地改良区	理事	岩田　昭三	岩国市周東町下久原一〇六一の八
〃	〃	林　豊	〃　〃　二〇九七の六
〃	〃	田中　實	〃　〃　一二四五
〃	〃	世良　博人	〃　周東町西長野一〇四
〃	〃	西村　武	〃　周東町下久原二一五六
〃	〃	玉本　京作	〃　〃　一四一七の三
〃	〃	村木　静子	〃　〃　一五三九
〃	〃	村木　政登	〃　〃　九三一の五
〃	〃	金弘　鴻太郎	〃　〃　二四九四
〃	〃	前田　慶春	〃　〃　一七〇二の三
〃	〃	林　サヨコ	〃　〃　一六一五の一
〃	〃	清水　義行	〃　〃　一八五七
〃	〃	村田　正幸	〃　〃　一七七六の二
〃	監事	山門　賢亮	〃　〃　一一七四
〃	〃	杉本　法彦	〃　〃　二二五四
〃	〃	山本　清登	〃　周東町西長野七四の五

二　退任した役員

土地改良区の名称	理事監事の別	氏名	住所
宇部市楠北土地改良区	監事	松原　英人	宇部市大字東吉部二一五九
玖珂郡周東町高森土地改良区	理事	岩田　昭三	岩国市周東町下久原一〇六一の八
〃	〃	林　豊	〃　〃　二〇九七の六
〃	〃	田中　實	〃　〃　一二四五
〃	〃	世良　博人	〃　周東町西長野一〇四
〃	〃	沖村　音一	〃　周東町下久原一五二八
〃	〃	西村　武	〃　〃　二一五六
〃	〃	玉本　京作	〃　〃　一四一七の三
〃	〃	村木　静子	〃　〃　一五三九
〃	〃	村木　政登	〃　〃　九三一の五
〃	〃	金弘　鴻太郎	〃　〃　二四九四
〃	〃	前田　慶春	〃　〃　一七〇二の三
〃	〃	林　サヨコ	〃　〃　一六一五の一
〃	〃	清水　義行	〃　〃　一八五七
〃	監事	山門　賢亮	〃　〃　一一七四
〃	〃	杉本　法彦	〃　〃　二二五四
〃	〃	吉村　雄二	〃　周東町西長野一五四の六

（五〇五）　土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二　井　関　成

退任した清算人

土地改良区の名称	氏名	住所
長門市長門南土地改良区	谷川　雅之	長門市深川湯本一九七二
〃	森野　権治	〃　〃　一八二八
〃	岡村　嘉弘	〃　渋木三六七四
〃	笠井　藤雄	〃　〃　三二二九
〃	谷川　茂	〃　〃　三四五七の一
〃	西本　勝重	〃　〃　三五二七の一
〃	藤田　保明	〃　〃　三六八八
〃	森下　照三	〃　〃　三二三一
〃	沖村　昇	〃　〃　一五三一の二
〃	村田　弘義	〃　俵山三二五七の二
〃	高木　文男	〃　〃　二九三六の一
〃	德田　惟	〃　〃　二九一八

（五〇六）　国営農地再編整備事業（豊北地区久森換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区久森換地区の換地計画を定めたので、同条

第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月二十六日

山口県知事　二井関成

一　縦覧に供する書類
　国営農地再編整備事業（豊北地区久森換地区）換地計画書の写し
二　縦覧の期間
　平成十八年九月二十七日から同年十月十六日まで
三　縦覧の場所
　山口県農林水産部農村整備課

選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十八年九月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長　福田隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六〇七
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、六〇七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七一、七一八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区　六、三三一 玖珂郡選挙区　一五、六四三 熊毛郡選挙区　一六、三三〇 吉敷郡選挙区　一〇、七一四 厚狭郡選挙区　八、〇六三 豊浦郡選挙区　一三、三二九 大津郡選挙区　五、二六七 阿武郡選挙区　七、九〇〇 下関市選挙区　六六、六〇三 宇部市選挙区　四九、六二〇 山口市美祢郡選挙区　三七、一二五 萩市選挙区　一二、一七二 徳山市都濃郡選挙区　二八、九五一 防府市佐波郡選挙区　三四、四二一 下松市選挙区　一四、九六四 岩国市選挙区　二八、四八八 小野田市選挙区　一二、一四七 光市選挙区　一二、七七六 長門市選挙区　六、四三一 柳井市選挙区　九、一六三 美祢市選挙区　四、九七五 新南陽市選挙区　八、六九四
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二七一、七一八
副知事、出納長並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項	

平成十八年九月二十六日印刷
平成十八年九月二十六日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事
定価一箇月　金二千七百円（送料共）